

特別徴収継続（転職）するとき

記入例

あっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。
退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合で

受 印 県民税 特別 徴 収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号	
4年度	特別徴収指定番号 宛名番号
5年度	特別徴収指定番号 宛名番号
総務課 氏名 △△△ 電話 0795 - 42 - 3301	
異動後の未徴収税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	

給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 加東市社○×番地	担当 者
名称 〇〇〇株式会社	個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
フリガナ カトウ デンノスケ 氏名 加東 伝の助	新姓	異動年月日 R5 年 8 月 31 日
生年月日 明・大・昭 平 11 年 11 月 11 日生	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 60,000 円	(イ) 徴収済税額 R5.6 月分から R5.8 月分まで 15,000 円
住 1月1日 現在 所 異動後 加東市社□□□番地	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 45,000 円	異動の事由 1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a. 支払少額 b. 支払不定期 c. 上記以外

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地 加東市社×○番地 名称 フリガナ △△△株式会社	特別徴収 指定番号 6543210	氏名 給与担当 担当者 電話 〇〇〇	新しい勤務先へは、 月割額 5,000 円を 9 月分(翌月10日納期限)から 徴収し、納入するよう連絡済です。
---------------------	--	-------------------------	--------------------------------	--

②一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。

1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。	徴収予定額((ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		

③普通徴収の（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。	旧特別徴収処理欄	4年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更	点 検
2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。				2 普通徴収へ切替	
3 死亡による退職のため。				3 一括徴収	
		5年度	月分以降 の月割額は	4 その他	点 検

- 記載注意等
- 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。
提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
 - この用紙は1部提出してください。
 - 異動により給与等を支給しなくなった場合、翌年の1月31日（土日の場合は、2月第1月曜日）までに給与支給報告書（個人別明細書及び総括表）を提出してください。
 - 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは市へお問い合わせください。

※退職者については、この異動届出書のほか給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）の提出が必要です。